

座間市コミュニティバスロケーションシステム等導入業務委託

公募型プロポーザル実施要領

座間市都市部都市計画課

令和6年1月

1. 趣旨

本要領は、座間市コミュニティバスロケーションシステム等導入業務を委託するに当たり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 件名

座間市コミュニティバスロケーションシステム等導入業務委託

(2) 目的

- ① バス利用者がスマートフォン等によりバスの運行状況やバス停での待ち時間の目安が確認できることにより、利便性の向上を図ることを目的とする。
- ② バス運行委託事業者が、バスのリアルタイムの走行位置を把握することにより、緊急時などに迅速な対応が可能となることを目的とする。
- ③ 乗降客数や乗降停留所等のデータ取得により、今後の運行見直し及び新たな交通手段の検討の判断材料とすることを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 業務内容

別添「座間市コミュニティバスロケーションシステム等導入業務委託仕様書(以下、「仕様書」とする。)」のとおり。なお、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

3. 参考予算限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

総額 3,156千円

※1 業務委託期間中におけるランニングコストを含むこと

※2 令和6年10月1日からの本運用を想定

当該委託に係る予算の確保ができない場合には、本プロポーザルを中止、又は契約事務手続きを行わない。なお、この場合において市はいかなる責めも負わない。

4. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方公共団体に対し、本案件と同程度の導入・運用実績があること。
- (2) 参加表明時点で座間市競争入札参加資格者名簿に営業種目「情報処理業務委託」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

- (4) 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年4月1日制定）の規定に基づく停止措置を現に受けていない者であること。
- (8) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。

6. スケジュール

募集告知の開始	令和6年1月15日（月）
質問受付期限	令和6年1月19日（金）午後5時15分
質問に対する回答	令和6年1月24日（水）
参加表明書の提出期限	令和6年1月26日（金）午後5時15分（必着）
参加資格の審査結果の通知	令和6年1月31日（水）まで
企画提案書等の提出期限	令和6年2月6日（火）午後5時15分（必着）
提案説明会	令和6年2月13日（火）
選定結果の通知	令和6年2月20日（火）
契約締結・業務開始	令和6年4月

※スケジュールは予定であり、市の都合により変更する場合があります。

7. 募集告知

- (1) 公開日 令和6年1月15日（月）
- (2) 公開方法 座間市ホームページへの掲載

8. 説明会

本プロポーザルに関して発注者による説明会は実施しない。

9. 質問と回答

本プロポーザルに関する質問は電子メールにより提出すること。また、提出後に着信確認の電話をすること。

なお、参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しない場合がある。

- (1) 提出書類 質問書（様式1）
- (2) 提出方法 座間市都市部都市計画課に電子メールにて提出
メールアドレス：tosi@city.zama.kanagawa.jp
メールのタイトルは「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
- (3) 受付期限 令和6年1月19日（金）午後5時15分まで
- (4) 回答方法 質問内容及び回答を取りまとめて、市ホームページに掲載する。
- (5) 回答日 令和6年1月24日（水）
- (6) 連絡先 座間市都市部都市計画課地域交通係
電話番号 046-252-8289（直通）

10. 参加表明書の提出

- (1) 提出書類

書類名	様式	備考
① プロポーザル方式参加表明書	様式2	
② 誓約書	様式3	
③ 業務経歴書	様式4	
④ 会社概要書	任意様式	

- (2) 様式 各様式は市ホームページに掲載する。
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出期限 令和6年1月26日（金）午後5時15分まで
- (5) 提出方法 座間市都市部都市計画課に持参又は郵送（必着）。
（郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便）
- (6) 提出先 〒252-8566
神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市都市部都市計画課地域交通係 宛
- (7) 参加資格の確認結果の通知
参加資格の確認結果に関しては、令和6年1月31日（水）までに電子メールにより通知し、併せて文書を郵送する。

11. 企画提案書等の提出

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者から、次のとおり提案書を受け付けるものとする。

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
①公募型プロポーザル届出書	様式 5	
②業務経歴書	様式 4	
③業務の実施体制	様式 6	
④業務工程表	任意様式	
⑤企画提案書	任意様式	
⑥参考見積書（業務委託期間）	任意様式	<ul style="list-style-type: none">・システム等導入費のほか、業務委託期間中におけるランニングコストを含むこと。・消費税及び地方消費税の税率は 10%とし、税込みで記載すること。・金額が本要領「3. 参考予算限度額」に記載の金額を超えてはならない。
⑦参考見積書（令和7年度～令和9年度）	任意様式	<ul style="list-style-type: none">・令和7年度から令和9年度まで、各年のランニングコスト（保守運用費）も提案すること。・消費税及び地方消費税の税率は 10%とし、税込みで記載すること。

(2) 様式 各様式は市ホームページに掲載する。

(3) 提出部数 各 8 部

(4) 提出期限 令和6年2月6日（火）午後5時15分まで

(5) 提出方法 座間市都市部都市計画課に持参又は郵送（必着）。

（郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便）

(6) 提出先 〒252-8566

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市都市部都市計画課地域交通係 宛

12. 企画提案書

仕様書を踏まえ、企画提案書を作成すること。また、企画提案書内では次の事項を明らかにすること。

①利用者視点での操作性や明瞭性

利用者にとって見やすく使いやすい画面構成、また、操作方法が煩雑でなく誰にでも直感的に操作ができるような特性等について記載すること。その際、画面構成のイメージ等ビジュアルでわかりやすく示すこと。

②運行管理者視点での操作性や明瞭性

運行管理画面の操作方法やわかりやすさ、また事故や自然災害等による突発的な運休、迂回等への対応、その他、個人用スマートフォン等を用いた運行情報のお知らせ更新等の緊急時対応について記載すること。

さらに、ダイヤ改正、路線の経路変更等を実施した際などのデータ更新の柔軟性について記載すること。

③乗務員に対する負担

乗務員による車載機の操作内容を明確にし、バスの安全運行への影響について記載すること。

④システムの安定稼働が保持できる運用及び保守体制

システムが正常に安定して稼働する運用及び保守体制について記載すること。また、障害が発生した際の復旧対応のほか、ウイルス対策や不正アクセス対策等のセキュリティ対策について記載すること。

⑤独自提案事項

上記に挙げる事項のほか、参加者独自の提案があれば記載すること。

13. 事業者による提案説明会

プロポーザル参加事業者の提案説明会（プレゼンテーション）を次のとおり実施する。

ただし、本プロポーザルへの参加申し込みが6者以上あった場合は、選定委員会において企画提案書の内容を審査し、提案説明会に参加する者を5者以下に選定する。

実施日	令和6年2月13日（火）
実施場所	座間市役所（詳細は別途通知する。）
出席者	管理責任者となる方は必ず出席し、合計5名までとする。
説明時間	・開始時間については、別途通知する。 ・準備を15分以内、プレゼンテーションを30分以内、質疑応答を15分以内で行う予定。

説明方法	<ul style="list-style-type: none"> ・デモンストレーション機やパワーポイント等を用いて、企画提案書に沿って説明すること。 ・具体例としてサンプルデータ等を用いること。 ・極力専門用語を排除して、平易な言葉を用いること。
用意するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・デモンストレーションに必要な、PC 機器等 ・プロジェクター、電源及びスクリーンは市で貸し出すことも可能。

14. 評価方法

(1) 選定委員会

評価は、座間市コミュニティバスロケーションシステム等導入業務委託事業者選定委員会を設置し、実行する。

(2) 評価基準

評価項目	評価基準	配点
提案書	1-1 利用者視点での操作性や明瞭性	10/110
	1-2 運行管理者視点での操作性や明瞭性	10/110
	1-3 乗務員に対する負担	10/110
	1-4 システムの安定稼働が保持出来る運用及び保守体制	10/110
	1-5 独自提案に対する有用性	10/110
業務工程	2-1 業務工程の合理性	5/110
業務実績	3-1 地方公共団体における同種事業の業務実績	10/110
	3-2 地方公共団体以外における同種事業の業務実績	5/110
業務担当者	4-1 経験及び実績	5/110
	4-2 業務に対する意欲	5/110
プレゼンテーション	5-1 提案内容の理解力及び説明力	10/110
	5-2 提案内容の説得力	10/110
見積金額	6-1 提案に対する見積金額の妥当性	10/110

(3) 再評価

最上位者が同点で複数いる場合は、「6-1 提案に対する見積金額の妥当性」の評価の点数が高い提案者を本契約候補者とする。

なお、再評価を行っても同点となったときは、くじ引きにより本契約候補者を決定する。

(4) 選定結果の通知

提案説明会に参加した事業者を選定結果を通知する。選定結果に関しては、令和6年2月20日(火)までに電子メールにより通知し、併せて文書を郵送する。

15. 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案はすることができない。また、既に提出された提案書等は無効とする。

- (1) 「5. 参加資格」に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為があったとき

16. その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る費用及び機材等は参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類及びデータ等は返却しない。
- (4) 参加表明手続以降に審査を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (5) 市は、提出された書類について、座間市情報公開条例(平成16年座間市条例第17号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。
- (6) 市は、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザルの目的及び本件の報告、公表等以外に使用しない。
- (7) 審査結果(参加者名、点数、順位)は公表する。ただし、受託候補者以外の参加者名は公表しない。

17. 問い合わせ先

座間市都市部都市計画課地域交通係 担当 友野

〒252-8566

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046-252-8289 (直通)

メールアドレス tosu@city.zama.kanagawa.jp